

いわき市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金 Q&A

R6.2.26現在

No.	質問	回答	備考
対象期間・対象となる接種等について			
1	対象となる医療機関は。	医療法第1条の5第2項に規定される「診療所」が対象です。 ※ 医療法第1条の5第1項に規定される「病院」は対象とはなりません。	
2	対象期間はいつか。	次の期間内に実施した接種について対象となります。 【第5期】令和6年1月1日から令和6年3月3日まで	2/26更新
3	週の開始と終了の曜日は。	月曜日が開始となり、日曜日で終了となります。別途、自由に設定することはできません。	
4	どういった場合に支援金の支給の対象となるのか。	次の①～③を全て満たす場合に支給の対象となります。 (要件を満たす週の接種回数×2,000円を支給します) ① 新型コロナウイルスワクチンを週に100回以上接種していること ② 100回以上接種したそれぞれの週において、最低1日は時間外・夜間・休日のいずれかの接種体制を用意していること ③ ①及び②両方の要件を満たす週が4週以上あること	
5	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所で申請可能なのか。	法人単位での申請はできません。各診療所での申請となります。	
6	「週100回以上」というのは、連続した4週間ということか。	4週間は、連続している必要はありません。 ただし、週100回を下回る週は、当該支援金は支給されません。	
7	「週100回以上」というのは、予約数または実績のいずれか。	実績となります。 また、予診のみとなった場合は接種を行っていないため、接種回数には含まれません。	
8	医療従事者に対する接種や、巡回接種は接種回数に含まれるか。	○対象期間内における接種が補助対象となるため、医療従事者等に対する接種も対象となります。また、個別接種であれば巡回接種も対象となります。 ○嘱託医等が高齢者施設等に巡回接種を実施した場合、当該嘱託医が所属する医療機関として、接種回数に含めて算定することが可能です。	

支援金の請求方法等について

1	申請期間はいつか。	申請を受付する期間は以下のとおりです。 【第5期】令和6年3月4日(月)から令和6年3月15日(金)まで	2/26更新
2	申請書類の提出方法は。	電子メール(vaccine@city.iwaki.lg.jp)または郵送にてご提出ください。 ※郵送の場合、日本郵便による追跡可能(簡易書留やレターパック等)な方法をご利用ください。	
3	ワクチン接種実績の根拠となる書類の提出は必要か。	○提出いただいた交付申請書、実績報告書に記載されている実績件数について、ワクチン接種記録システム(VRS)と照合し、審査を行います。また、市外住所地の接種者の接種記録については、 <u>予診票の写し</u> を根拠資料として提出いただく必要があります。 ○申請後、接種実績等の確認のためお問い合わせする場合がありますので、各医療機関で根拠となる資料の保管をお願いいたします。 また、必要に応じて後日書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承願います。 ○本支援金に関する書類(予診票の写し等)は、事業終了年度から5年間(令和11(2029)年3月まで)保管をお願いいたします。	

「時間外、夜間または休日に接種体制を用意すること」について

1	「時間外、夜間または休日」とはどのような日が該当するか。	<p>○時間外:医療機関の標榜する診療時間以外の時間</p> <p>○夜間:18時以降(医療機関の診療時間に関わらない)</p> <p>○休日:土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日</p> <p>※土曜日については、医療機関の標榜する診療日であっても、個別接種促進事業については休日として取り扱って差支えありません。</p> <p>※ただし、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外、夜間の時間帯に接種することになった場合は支給対象に該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制をとっていただく必要があります。</p>	
2	昼休みの時間帯に接種を行った場合は「時間外」になるか。	<p>診療時間として標榜している時間以外であれば「時間外」として取り扱って差支えありません。</p> <p>例えば、診療時間を9:00～12:00、14:00～17:00と標榜している医療機関であれば、0:00～9:00、12:00～14:00、17:00～18:00が時間外となります。(18:00以降は「夜間」となります。)</p>	
3	「往診」と標榜し、外来診療は受け付けていない時間帯に行った接種は、「時間外」になるか。	「時間外」にはなりません。例えば、標榜する診療時間を(往診)14:00～17:00としている場合は、14:00～17:00は「時間外」にはなりません。	
4	時間外、夜間または休日に接種する人数に指定はあるか。	接種人数に指定はありません。	
5	100回以上/日の支援を受けるためには、全員を時間外、夜間または休日に接種しなければならないか。	<p>全員を時間外、夜間または休日に接種する必要はありません。</p> <p>例えば、診療時間内に80人、時間外に20人、計100人に接種した場合は支援の対象となります。</p>	
6	申請書類のうち、「時間外・夜間・休日に接種体制を用意」したことを証する書類とは、具体的にどのようなものか。	<p>時間外・夜間・休日の接種予約を受け入れていることが分かる資料を提出してください。</p> <p>様式は問いません。</p> <p>※市や医療機関の予約サイト等を印刷したもの、予約受付表(窓口や電話で受け付けた予約状況をまとめたもの)の写し、医療機関内での掲示物(掲示物の写真)や配布された案内などです。</p> <p>※被接種者の個人情報部分がある場合、黒塗り等してください。</p> <p>実績報告書(第2号様式)の所定欄に診療時間(月曜日～日曜日)及び休診日(時間帯)を記入してください。</p>	